浜島港における放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定について

令和８年１１月４日
三重県県土整備部港湾・海岸課
三重県志摩建設事務所

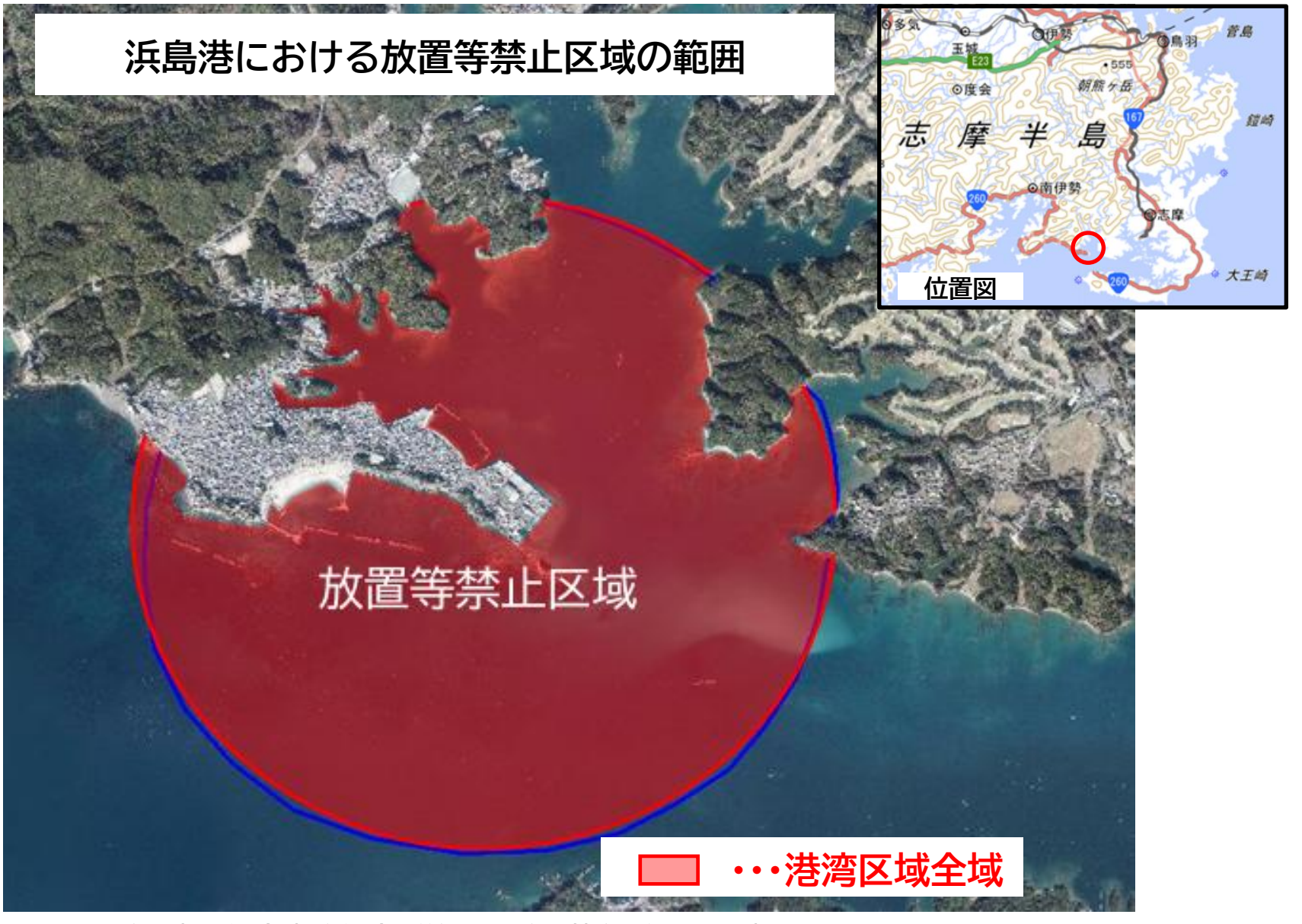
平素は、三重県行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。
現在、浜島港では放置船舶が散見され、津波や高潮により護岸施設等を乗り越えた場合の近隣への被害や油漏れによる水質事故、港湾施設等の損傷等が懸念されており、このような現状を改善するため、港湾法第３７条の１１第１項により「放置等禁止区域」及び「放置等禁止物件」を指定することになりましたのでお知らせします。
これにより、みだりに下記の指定物件を捨て、又は放置することが禁止されます。また、これに違反した場合、行政指導等の対象となり、刑罰が科せられることがあります。

記

１　放置等禁止区域の範囲
浜島港港湾区域全体【下図参照】

２　放置等禁止物件の指定
次の（１）から（３）までの船舶又は船舶に類するもの（以下「船舶等」という。）及び（４）の工作物とします。
（１）自力航行が不可能と認められる船舶等
（２）浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶等
（３）沈没していると認められる船舶等
（４）いかだその他の海域を使用する工作物

３　適用の日
令和８年１１月１４日（土）



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISにて利用しています。

【連絡先】　三重県県土整備部港湾・海岸課　電話　０５９－２２４－２７００
三重県志摩建設事務所　電話　０５９９－４３－９６２７